

概要版

# 第7期大和郡山市障害福祉計画

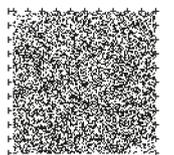
## 第3期大和郡山市障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月  
大和郡山市

このマークは、Uni-Voice  
(音声)コードです。専用の  
読み取り装置または、  
スマートフォンのアプリ  
で、記載内容を音声で聞  
くことができます。



# 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

大和郡山市(以下、「本市」とする。)では、令和3年に「第6次大和郡山市障害福祉計画」を策定し、障害の有無に関わらず、共に生きる社会の一員として、誰もが尊重され、互いに助けあい支えあえるまちづくりを進めてきました。

「第7期大和郡山市障害福祉計画・第3期大和郡山市障害児福祉計画」(以下、「本計画」とする。)は、障害者総合支援法の基本理念や国が定める基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を推進するものです。

### 目標

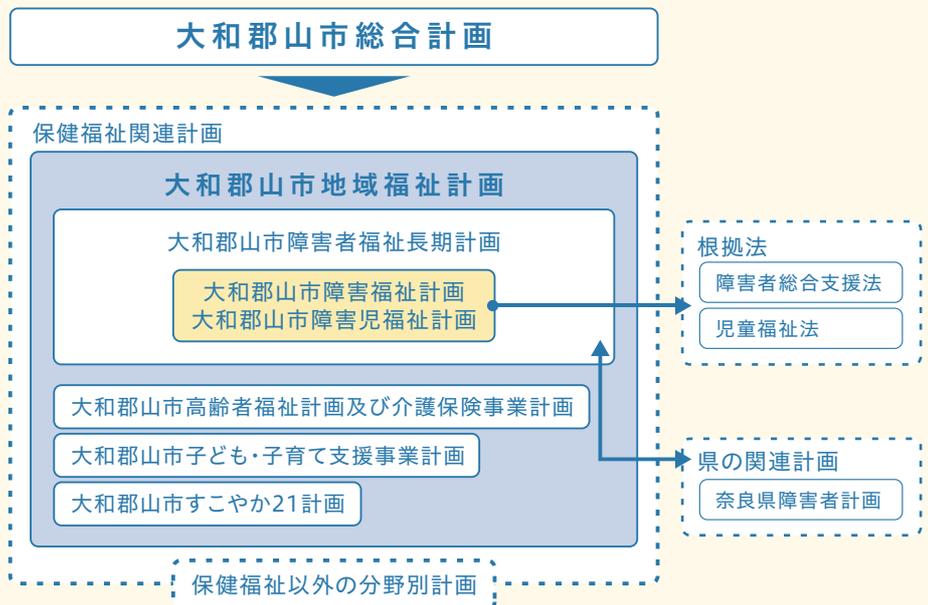
## 2. 障害のある人の豊かな生活の確立

- 障害のある人が誇りをもって人生を歩むことができる地域社会
- 誰もが社会の一員として包み込まれお互いに支えあえる地域社会
- 障害のある人もない人もすべての人の人権や権利が守られる地域社会

## 3. 計画の位置づけ

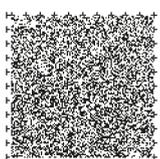
本計画は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

また、本市の障害者施策の基本方針を示す長期計画と密接に関わっていることから、双方の整合性を図るとともに、各種関連計画との調和を保った計画として策定します。



## 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。



障害者福祉  
長期計画  
障害福祉計画  
障害児福祉計画  
《本計画》

令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度
第3次 (平成28年度～令和7年度)		第4次			
第7期・第3期 (令和6年度～8年度)			第8期・第4期		

# 成果目標

## 1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数（A）	75人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活に移行する人数	10人	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する人の目標値

## 2. 地域生活支援の充実

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	継続実施	年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する
地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年1回以上	
強度行動障害を有する方への支援体制の整備	検討	各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

## 3. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標	考え方
一般就労への移行者数（A）	7人	令和8年度中に一般就労に移行する人数
うち就労移行支援事業からの移行	2人	(A)のうち就労移行支援事業から移行する人数
うち就労継続支援A型事業からの移行	1人	(A)のうち就労継続支援A型事業から移行する人数
うち就労継続支援B型事業からの移行	4人	(A)のうち就労継続支援B型事業から移行する人数
就労移行支援事業所数の割合	5割	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所
就労定着支援事業利用者数	15人	
就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合	100% (1箇所)	就労定着率が7割以上の事業所

## 4. 障害児支援の提供体制の整備等

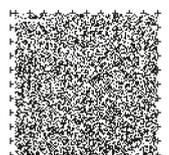
目標	令和8年度末までに児童発達支援センターを設置する	
	保育所等訪問支援の機能の維持・向上に取り組む	
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保（2箇所）を継続する	
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する	
	令和8年度末までに、本市または圏域において、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等支援のための医療的ケア児等コーディネーターを配置する	

## 5. 相談支援体制の充実・強化等

目標	基幹相談支援センターの設置	設置
	相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	継続実施
	相談支援事業者の人材育成の支援	継続実施
	相談機関との連携強化の取組の実施	継続実施
	個別事例の支援内容検証の実施回数	2回/年
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人

## 6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

目標	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	継続実施
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	検討
	指導監査結果の関係市町村との共有	検討



# 障害福祉サービスの提供体制の整備



## 1. 訪問系サービス

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	5,460	5,565	5,670
	人	364	371	378
重度訪問介護	時間	2,850	2,850	2,850
	人	16	16	16
同行援護	時間	1,534	1,534	1,534
	人	60	60	60
行動援護	時間	2,310	2,376	2,442
	人	70	72	74
重度障害者等包括支援	時間	100	100	100
	人	1	1	1
合 計	時間	12,254	12,425	12,596
	人	511	520	529

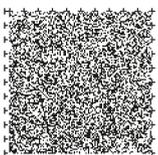
居宅介護事業所との連携を図りながら、サービス提供体制の確保に努めます。また、必要なサービスが適切に利用できるよう、相談支援事業の充実を図るとともに、サービスの質の向上に向け、サービス提供事業所に専門的な人材の確保や研修の実施についての情報提供を行います。

## 2. 日中活動系サービス

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	5,357	5,357	5,357
	人	287	287	287
自立訓練（機能訓練）	人日	59	59	59
	人	4	4	4
自立訓練（生活訓練）	人日	210 [169]	252 [208]	294 [260]
	人	15 [13]	18 [16]	21 [20]
就労選択支援	人	-	5	10
就労移行支援	人日	425	503	599
	人	22	26	31
就労継続支援 A 型	人日	1,652	1,730	1,827
	人	85	89	94
就労継続支援 B 型	人日	2,471	2,598	2,739
	人	175	184	194
就労定着支援	人	11	13	16
療養介護	人	16	16	16
短期入所	人日	421	421	421
	人	49 (5)	49 (5)	49 (5)

※ [ ] 内は精神障害者の内数、( ) 内は医療型短期入所の内数



利用ニーズの把握に努め、利用を希望される方に速やかにサービスを提供できるよう、関係機関及びサービス提供事業所との連携を強化します。また、重度の障害や障害種別に対応できる事業所の確保に努めるとともに、専門的な人材育成のため、技術習得等の研修会の情報提供を行います。

### 3. 居住系サービス

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	113 [35]	124 [39]	136 [44]
施設入所支援	人	74	73	73
自立生活援助	人	9 [9]	15 [15]	26 [26]

※ [ ] 内は精神障害者の内数

継続的にグループホームの定員増員や新規参入を促していきます。また、障害のある人が住み慣れた場所で安心して暮らすことができるよう取組を進めます。施設入所支援については、サービスを必要とする人が必要なときに利用できるよう、入所利用の適正化や広域的な連携による調整に努めます。

### 4. 相談支援

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	136	149	163
地域移行支援	人	2 [1]	2 [1]	2 [1]
地域定着支援	人	1 [1]	1 [1]	1 [1]

※ [ ] 内は精神障害者の内数

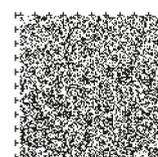
障害福祉サービスの利用者が増加傾向にある中で、サービス等利用計画の作成は必須であるため、相談支援センターと指定特定相談支援事業者との連携・情報共有を図りつつ、関係機関が一体となって体制整備に引き続き取り組みます。

### 5. 障害児支援サービス

(月間)

第3期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援 (医療型児童発達支援を含む)	人日	2,297	2,397	2,497
	人	458	478	498
放課後等デイサービス	人日	5,160	5,280	5,400
	人	430	440	450
保育所等訪問支援	人日	17	17	17
	人	22	22	22
居宅訪問型児童発達支援	人日	7	7	7
	人	2	2	2
障害児相談支援	人	113	122	131
医療的ケア児等に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	配置数	1	1	1

利用ニーズに応じた適切な支援を行うことができるよう、サービス提供体制の確保および支援内容の質の向上に努めます。



## 6. その他の活動指標

(年間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築				
協議の場の開催回数	回	12	12	12
関係者ごとの参加者数	人	25	25	25
協議の場における目標設定および評価の実施回数	回	3	3	3
相談支援体制の充実・強化のための取組				
訪問等による専門的な指導・助言件数	件	3	3	3
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	3	3	3
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	3	3	3

精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるように、市民の理解促進・啓発活動をすすめ、保健、医療、福祉関係者による協議の場や相談の場が継続して開催できるよう支援します。

地域自立支援協議会での協議を通して、総合的・専門的な相談支援を継続して行うとともに、地域の相談体制の強化を図ります。

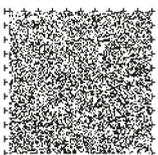
## 地域生活支援事業

### 1. 必須事業

(年間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施有無	有	有
自発的活動支援事業		実施有無	有	有
支 相 援 事 業	障害者相談支援事業	箇所数	3	3
	基幹相談支援センター	設置有無	無	無
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施有無	有	有
成年後見制度利用支援事業		人	3	3
成年後見制度法人後見支援事業		実施有無	有	有
支 意 援 事 業 疎 通	手話通訳者派遣事業	回	1,363	1,379
	手話通訳者設置事業	人	31	32
	要約筆記奉仕員派遣事業	回	16	16
給 付 等 生 活 支 援 事 業	介護訓練支援用具	件	16	18
	自立生活支援用具	件	17	18
	在宅療養等支援用具	件	20	22
	情報・意思疎通支援用具	件	37	30
	排泄管理支援用具	件	2,332	2,363
	住宅改修費	件	2	2
手話奉仕員養成研修事業	入門	人	20	20
	基礎	人	13	13
移動支援事業※	人	188	191	
	時間	2,276	2,313	
地域活動支援センター※	市内	箇所数	2	2
		人	78	84
	市外	人	6	8

※月間の見込み量



各事業の周知を図り、利用促進に努めます。また、地域の関係機関と連携し、サービス提供体制の強化を図ります。

## 2. 任意事業

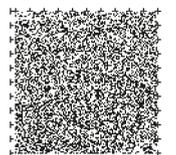
(年間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業※	人	4	4	4
訪問入浴サービス事業	人	5	5	5
	回	250	250	250
日中一時支援事業※	人	29	29	29
	回	281	281	281
点字図書給付事業	人	20	20	20
	冊	897	897	897
更生訓練費	人	1	1	1
社会参加促進事業				
声の広報等発行事業	人	17	17	17
点字広報発行事業	人	26	26	26
身体障害者自動車運転免許取得助成金交付事業	人	1	1	1
身体障害者自動車改造費助成事業	人	1	1	1
盲導犬飼育費助成事業	人	2	2	2
訪問理美容サービス	人	20	20	20
	回	20	20	20

※月間の見込み量

その他	
障害のある人の虐待防止等	<p>虐待の防止、虐待を受けた人の保護および自立の支援ならびに養護者に対する支援を行うなど、福祉事務所が障害者虐待防止センターとしての機能を果たしています。</p> <p>障害者虐待の未然の防止や適切な支援を行うため、「障害者虐待防止対策チーム」を立ち上げ、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化に努めています。</p> <p>事業の一環として、障害者虐待防止法、障害者差別解消法の周知・理解を図ることを目的に、障害者虐待防止対策チームによる障害者福祉施設等の訪問を行い、助言・指導を実施しています。</p>
カウンセリング事業の実施	<p>心に不安を抱える障害のある人または家族などを対象に、心のケアを行うため、自殺対策事業を活用し、臨床心理士によるカウンセリング事業を実施しています。</p>

各事業の周知を図り、利用促進に努めます。また、地域の関係機関と連携を図り、サービス提供体制の強化を図ります。



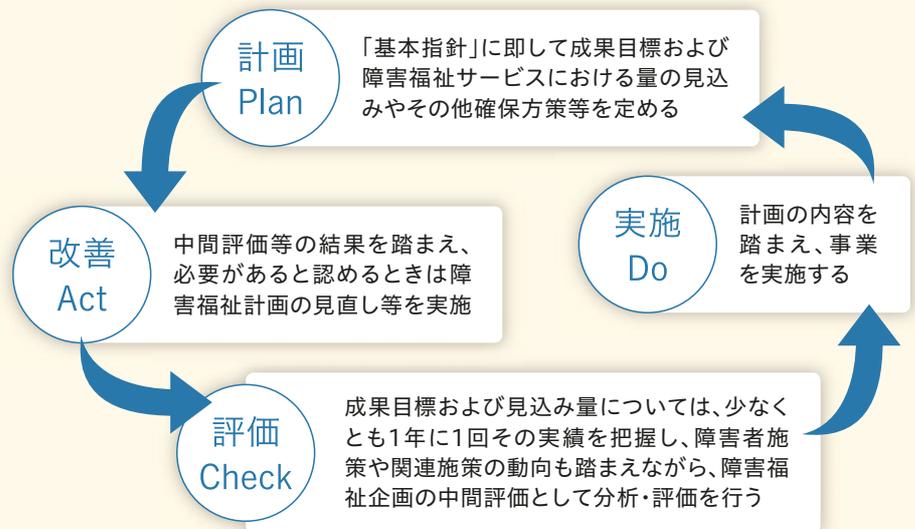
# 計画の推進体制

## 1. 計画の推進にあたって

庁内関係各課および関係機関との連携を密にし、地域自立支援協議会と協議・検討しつつ、総合的かつ計画的な実施に努めます。また、国や奈良県の基本方針を踏まえながらも、社会的事象や不確定要素の高まる状況への備えとともに、障害のある人等のニーズに対応した、計画の適切な推進を図ります。

## 2. 計画の推進体制及び進行管理

障害のある人等の豊かな生活を確立するため、障害福祉課が中心となり、目標達成に向けて地域自立支援協議会等の関係機関との連携を図るとともに、PDCAサイクルに沿って実施し、年1回各事業の進捗状況および数値目標の達成状況について、地域自立支援協議会において把握・点検・評価を行います。



## 3. 連携体制の強化

保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など多岐にわたる施策を推進するため、庁内はもとより、幅広い分野の関係機関等との連携体制を強化します。

## 4. 地域での支援体制の充実

障害のある人が地域で安心して生活するためには、相談支援の充実、雇用や社会参加の促進はもとより、地域に暮らす住民の理解が必要です。障害のある人もない人も、すべての人がふれあい、理解しあう共生社会の実現をめざし、地域での助けあい・支えあいに基づく取組の充実を図り、障害のある人の地域生活を支えます。

第7期大和郡山市障害福祉計画 第3期大和郡山市障害児福祉計画【概要版】

令和6年3月

発行・編集：大和郡山市 福祉部 障害福祉課

住所：〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町248-4

T E L : (0743) 53-1151(代) F A X : (0743) 55-2351

